

板橋区立男女平等推進センター  
スクエア・I（あい）

令和3年度  
(2021年度)

# 事業報告書

東京都板橋区  
令和4年(2022年)10月



# 1 施設概要／施設案内

## 施設概要

令和4年（2022年）4月現在

### 設置目的

男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として設置。

### 名称

板橋区立男女平等推進センター

### 愛称

スクエア・I（あい）

※ 開館から10周年にあたる平成21年（2009年）3月に公募により決定。

「たくさんの色々な人たちが集まる場（スクエア）を板橋（I）に作っていこう」という思いが込められている。また、英語のIには、「私」や「アイデンティティ」、「愛する」の意味合いも含んでおり、老若男女誰もが集い、主体的に学習できる場所であることを表している。



### 開設年月日

平成11年（1999年）10月1日

### 所在地

情報資料コーナー・団体交流室

〒173-0015 板橋区栄町36-1 グリーンホール7階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩5分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩5分）

相談室

※令和4年（2022年）10月現在、区役所本庁舎内仮移転中

〒173-0014 板橋区大山東町32-15 板橋区保健所5階

（東武東上線「大山駅」北口下車徒歩8分、都営三田線「板橋区役所前駅」A3出口下車徒歩3分）

### 連絡先

情報資料コーナー・団体交流室

電話 03-3579-2790

相談室

電話 03-3579-2188

### ホームページ

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/tetsudoku/jinken/danjo/square/1002339.html>

## 開館時間

情報資料コーナー・団体交流室

9:00~20:00

(休館日: 年末年始、施設点検日等)

相談室

9:00~17:00

(休館日: 第2土曜日以外の土曜・日曜・祝日、年末年始)

## 施設規模及び内容

施設総面積 約 129㎡

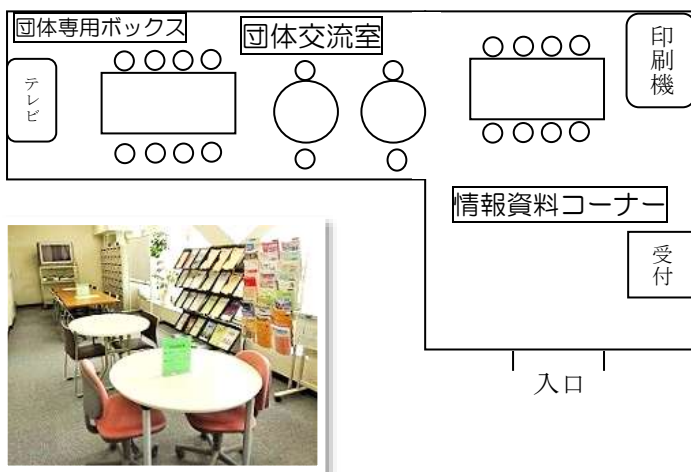
内訳: 情報資料コーナー・団体交流室  
相談室

約 71㎡

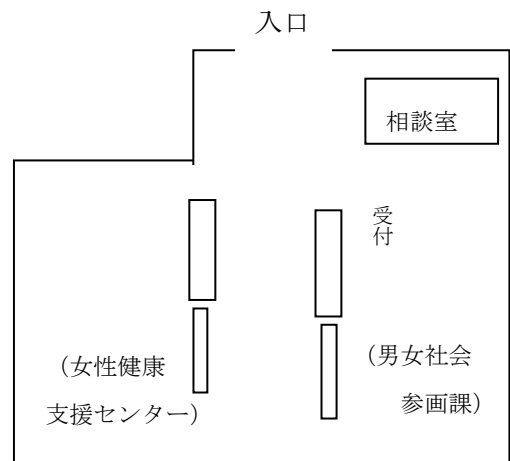
約 58㎡

(※令和4年(2022年)10月現在、相談室・男女社会参画課は区役所本庁舎内仮移転中)

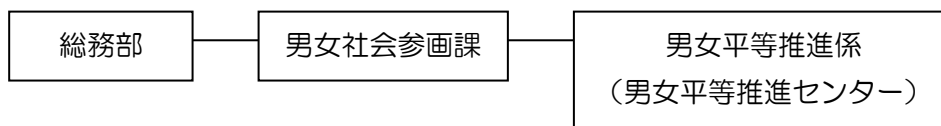
【情報資料コーナー・団体交流室】



【相談室】



## 組織



# 施設案内

## 情報資料コーナー

男女平等参画に関する図書やDVD等が揃っており、閲覧や貸出（一人あたり5冊まで、2週間）を行っている。また、国や大学などが発行する資料や他の自治体などの情報（チラシや情報誌など）の収集及び提供を行い、区民や団体が様々な活動をするための支援を行っている。

【所蔵資料】（令和4年(2022年)4月1日現在）

【令和3年度(2021年度) 利用人数及び図書貸出冊数実績】

書籍	資料	ビデオ・DVD	情報資料コーナー 利用人数 (前年度比)	図書貸出（前年度比）		
				新規登録	貸出人数	貸出冊数
2,896冊	1,072冊	115本	1,301人	14人	128人	327冊
3,968冊				(+220人)	(-8人)	(-8人)

## 団体交流室

情報資料などの閲覧や、男女平等参画に関する活動・交流の場として利用できるフリースペース。男女平等推進センターの登録団体が使用する団体専用ボックスや優先で利用できるテーブル等が設置されている。

### (1) 男女平等推進センター団体登録要件

- ・「板橋区男女平等参画基本条例」の理念に賛同できる団体であること
- ・構成員は5名以上で、男女平等の推進をはじめとした多様性を尊重する社会の推進に関する学習・活動を行っていること
- ・構成員の半数以上が区内在住・在勤・在学者であること
- ・団体としての規約などが整備され、活動計画を有していること
- ・各団体代表者は登録団体連絡会（年数回開催）に出席し、男女平等参画推進に関する区主催事業及び登録団体主催事業に協力・参加できること ※営利目的や政治・宗教活動には利用できない。

### (2) 登録団体のメリット

- ・団体交流室に設置された団体専用ボックスが利用できる。
- ・男女平等推進センターに設置されている印刷機を利用できる。（用紙は各自で持参）
- ・グリーンホール5階の501会議室と502会議室を一般料金の3割減額で利用することができる。

### (3) 登録団体数

25団体（令和4年3月31日現在）

### (4) 登録団体連絡会

年3回、男女平等参画推進行政に関して情報を提供するとともに、団体のネットワークづくりに資することを目的に開催している。

## 相談室

家庭や地域での人間関係、職場や学校でのセクシャル・ハラスメント、配偶者や恋人からの暴力などの相談を行う。

また、女性が健康について相談できる「女性健康支援センター」と連携し、「女性のための相談窓口」としても機能している。

### (1) 相談時間

#### 総合相談

月曜～金曜日及び第2土曜日の9:00～17:00 ※面談は予約制 土曜は電話のみ

#### 女性のための働き方サポートとフェミニスト相談

第2・4・5の水曜日及び第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

#### DV専門相談

月曜及び木曜日の10:00～17:00

第2土曜日の10:00～16:00 ※面談は予約制

### (2) 令和3年度（2021年度）相談件数

#### 【総合相談】

相談内容	相談件数
自分自身の問題	828件
家族・親族関係	8件
子ども関係	4件
人間関係	53件
DV	294件
職場・仕事関係	14件
セクハラ	3件
その他	48件
計	1,252件
内 子育てママの個別カウンセリング	(再掲)31件
内 性的マイノリティに関する相談	(再掲)8件

#### 【女性のための働き方サポートとフェミニスト相談】

相談内容	相談件数
働き方サポート	0件
自分自身の問題	24件
家族・親族関係	0件
子ども関係	0件
人間関係	0件
DV	0件
その他	0件
計	24件

#### 【DV専門相談】

相談件数
101件

## 2 事業実施状況

### 令和3年度(2021年度) 講座・講演会

#### いたばし男女平等フォーラム

保

一時保育あり

前身である「女性のつどい」から数えて30年以上にわたり実施している。毎回、公募区民による運営メンバーと協働で企画・運営を行い、男女平等参画意識の普及・啓発を図っている。

第22回目の開催となった今回は、内田 良氏による基調講演や、ワークショップや講座、親子で楽しめる企画など様々な催しを実施した。

日時	内 容	参加者数
11月14日(日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・講演会「ゆるさ」をポジティブに～高校生・大学生と考える ゆるくて自由な関係～ 講師：内田 良（教育社会学者/名古屋大学准教授）</li><li>・講座「メディアとジェンダー」 講師：田中 東子（大妻女子大学教授）</li><li>・ワークショップ「わたしの生まれたとき絵本をつくろう」 講師：染谷 明日香（NPO法人ピルコン代表）</li><li>・コーチング講座 講師：長谷川 恵一（チームビルディング研究所）</li><li>・シール投票～あなたにとってジェンダー平等とは？～</li><li>・エシカル消費生活展（ビーズで作るブレスレット、新聞で作るエコバック、SDGs 魚釣りゲーム）</li><li>・おもちゃの広場</li></ul>	381人

#### \* 講演内容

前半パートでは、教育社会学者である内田良さんに、校則や制服の問題など、教育現場で生じつつある変化を切り口に、「ゆるさ」をポジティブに考え、固定観念に捉われずに生きていくことについて、お話していただきました。

後半パートでは、東京家政大学・淑徳高校の皆さんと内田先生のトークセッションを実施し、前半パートの内容も踏まえた学生目線での疑問やジェンダー平等の問題について話し合いました。

#### I (あい) サロン

※ 子ども同伴可

毎月、協力団体とテーマを設定し、参加者同士で気軽におしゃべりをする「仲間づくりの場」として実施。少人数でおしゃべりする中で、お互いの悩みや経験等を共有することで、男女平等参画の意識を持つきっかけだけではなく、地域のつながりも生まれている。

実施日	協力団体(略称)	テ ー マ	参加者数
7月6日(火)	成増まちの学校	発達障害児を育てる	9人

実施日	協力団体（略称）	テ ー マ	参加者数
8月3日（火）	WakuWakuサロン	樹脂粘土で作るかわいいペロペロキャンディ マグネット作り	43人
10月12日（火）	いたばしアイカレッジ・ ネット	スポーツのこと、話しましょう！	9人
11月2日（火）	新日本婦人の会板橋支部	フレイルになる前に頭・身体・手を使いま しょう！	27人
12月7日（火）	男女平等12人会	介護する覚悟される覚悟	20人
1月11日（火）	男女平等12人会	親ガチャ・国ガチャ・〇〇ガチャ…って 何？	8人
3月1日（火）	板橋後見センター	一緒に考えよう、成年後見制度	19人

※会場：グリーンホール 504会議室 14:00～16:00

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月・2月の講座を中止した。

## 男女平等参画セミナー

男女平等参画に係る具体的なテーマのもと、セミナーを実施。近年は男性向け講座やLGBT、性教育に関するセミナーを主に実施している。

実施日	場 所	テ ー マ	講 師	参加者数
10月31日（日） 10:00～12:00	オンライン (Zoom)	「パパ向け情報誌編集長に 聞く！最新パパ家事・育児 事情」	宇都直也・林憂平 (株式会社アクセスイン ターナショナル取締役/ FQ JAPAN前編集長・FQ JAPAN編集長)	19人
2月10日（木） 19:00～21:00	オンライン (Zoom) YouTube配信 3/24～4/8	「トランスジェンダーのリア ルな困りごと」	星 賢人 (株)JobRainbow 代表)	21人 動画再生 回数 91回
2月27日（日） 10:00～12:00	オンライン (Zoom)	「『家事・育児・介護』責任 とジェンダー」～なぜ女性 はケア労働をするのか～	山根純佳 (実践女子大学人間社会 学部准教授)	19人
3月12日（土） 14:00～16:00	オンライン (Zoom)	「わたしを守る あなた を守る 生と性の話」	土屋麻由美 (麻の実助産所 助産師)	22人
3月16日（水） 19:00～21:00	オンライン (Zoom)	「『男らしさ』って何だ ろう？～男性への『無意 識の偏見』を考える～」	川口 遼 (名古屋大学男女共同参画 センター 特任助教)	25人

## 区民協働企画講座

保

区と団体が協働で講座等を実施。団体が自らの活動で身に着けたスキルや知識を活かした講座は、男女平等参画に関する情報を区民に効果的に提供している。

また、団体の育成を図ることで、男女平等参画の啓発をより多くの区民に向けて効率的に展開することが期待できる。

※毎年度団体を公募し、審査を経て3団体に決定。

実施日	場所・団体	テーマ	講師	参加者数
12月19日(日) 13:30~15:30	グリーンホール ライフデザイン社会保障 研究会	「あなたの生涯生活設計を考えよう」	徳田 五十六 (ライフデザイン社会保障 研究会代表)	25人
3月1日(火)~ 3月31日(木) (配信期間)	※板橋区公式YouTube チャンネルにて公開 男女平等12人会	「教育とジェンダー平等~未来に向けて~」	前川 喜平 (現代教育行政研究会代 表)	動画再生 回数 577回

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月5日の講座を中止した。

## 広報活動

- ・区報である「広報いたばし(6月5日号)」に、男女平等参画に関する意識啓発の記事を掲載
- ・区役所本庁舎内の音声付き電子掲示板で来庁者に向けて男女共同参画週間をPR
- ・本庁舎において、男女平等参画に関連するパネル等を展示(6月14日~6月18日)

## 男女平等推進センター登録団体による様々な企画講座

内閣府が提唱する6月23日~29日の「男女共同参画週間」に合わせ、男女平等推進センター登録団体主催による様々な啓発活動を実施。グリーンホールで男女平等推進センター登録団体主催により、介護、憲法等のテーマを基に、各団体の知識やノウハウを生かした内容で講座や展示・交流コーナー等のプログラムを実施した。

※男女社会参画課は協力者として連携

〇6月18日(金)~6月20日(日)「2021いたばし 男女共同参画週間行事」

<テーマ>

- ① #わきまえない女性たちのあゆみ~女性参政権獲得からフラワーデモまで~
- ② コロナ禍で見えてきた格差と貧困!
- ③ 北京+25から未来への鍵~平等を目指す全ての世代:ユースタスクフォースの活動~
- ④ 男女差別するAI~それ本当? AIとはナンド?~
- ⑤ みんなのおしゃべり広場



- ⑥親子で育む心の根っこ『ほめ写』×アルバムカフェ
- ⑦憲法カフェ 民主主義と選挙～選挙は民主主義の基本です～

## 就労関連講座

結婚・育児などで退職した後、もう一度自分らしく働きたいと考える女性や、起業を目指す女性を支援するために、就職活動・起業に必要なビジネススキルの習得や準備・心構えを学ぶための講座を、庁内関係所管課等と共催している。

### 女性のための再就職支援セミナー（板橋区産業振興課・ハローワーク池袋との共催事業）



女性が子育てと両立しながら働くコツ、ライフプランやキャリアデザイン、就職活動等を学んでいくセミナー。平成29年度より産業振興課・ハローワーク池袋との3者共催事業として実施。（全2回）

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
第1回 7月6日(火) 第2回 7月13日(火) いずれも 10:00～ 11:30	グリーンホール	第1回 「パートorフルタイム？ 年金・保険に入るor入らない？子育て女性の賢い働き方とは？」 第2回 「再就職に向けて、今できることを始めてみましょう！」	第1回 鈴木 茂美 (キャリア&マネーデザイン室)  第2回 高原 多嘉子 (ハローワーク池袋マザーズコーナー)	第1回 10人 第2回 9人

### 女性の起業家入門セミナー（板橋区産業振興課・企業活性化センターとの共催事業）



起業を考えているが具体的にどうしたらいいかわからない、起業仲間が欲しい、という女性に向けた講座。起業のノウハウや板橋区で受けられる支援、実際に起業した女性の体験談等を実施。

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
第1回 9月25日(土) 第2回 10月2日(土)  いずれも 9:30～11:30	グリーンホール	起業のい・ろ・はを知ろう！ 地域で起業した先輩女性に学ぼう！  ・起業の基本講座 ・ミニセミナー・相談会など	・中嶋修 (企業活性化センター所長) ・菊池強史 (企業活性化センター専門員) ・綿引 智美 (綿引税理士事務所) ・今野照子 (カフェ8月のライオンオーナー)	第1回 19人 第2回 16人

## 女性再就職支援セミナー（東京しごとセンターとの共催事業）

保

結婚・出産等で離職した女性を対象に再就職にあたってのノウハウや具体的な仕事探しのポイント等を学ぶセミナー。希望者にはセミナー終了後キャリアカウンセラーによる個別相談会を実施。

実施日	場所	テーマ	講師	参加者数
12月2日（木） 10:00～12:00	グリーンホール	生き生きと働きたい！これからの私の育て方	錦戸 かおり （女性しごと応援テラス）	28人

## いたばしI（あい）カレッジ

平成8年に女性リーダーの育成と活用を目的に開講。テーマや受講対象者、時間帯をそれぞれで設定したうえで、具体的な講座内容を企画している。

### 子育てママの未来計画

出産・育児等で一度社会を離れて孤立し、社会復帰への一歩が踏み出せない女性に対し、自己肯定感を高め、社会復帰に向けて前向きになるための支援事業として、東京家政大学・北区と共催で平成29年度から実施している。

前期実施日	後期実施日	テーマ	講師	参加者数
レジリエンス編 第1回 5月22日（土） 第2回 5月29日（土） 家政学編 第1回 6月5日（土） 第2回 6月12日（土）	レジリエンス編 第1回 9月3日（金） 第2回 9月10日（金） 家政学編 第1回 9月17日（金） 第2回 9月24日（金）	レジリエンス編 （忙しい毎日の中でも自分らしくいるために）  家政学入門編 （子どものいる毎日を充実したものにするために）	並木有希 （東京家政大学 女性未来研究所 副所長・人文学 部准教授）  平野順子 （東京家政大学 短期大学部保育 課准教授）	前期 レジリエンス編 延べ35人 家政学編 延べ31人 後期 レジリエンス編 延べ39人 家政学編 延べ43人

※いずれも 10:00～11:30 前期・後期同内容 Zoomによるオンライン

### いたばしI（あい）カレッジ女性版前期

女性を対象に、自己肯定感を高め、自分の能力を発揮できるようになるための継続的な学びの機会を提供することで就労や地域活動参加など社会参画への意欲向上、仲間づくり、自主的な活動を促す講座を実施した。（3回連続講座）

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
6月27日（日） 7月4日（日） 7月11日（日）	オンライン （Zoom）	「頑張るママのための講座～ありのままの私になるセルフコンパッション～」	杉野 珠理 （公認心理師と精神科医のコミュニケーションラボ代表）	延べ37人

※いずれも10:00～11:30 ※後期は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

## いたばし I (あい)カレッジ男性版

「いたばしパパ月間」に合わせ、経営学の視点から見る子育てや、経営学理論の職場や家庭での応用について学ぶ講座を実施した。(全2回)

実施日	開催方法	テーマ	講師	参加者数
前編 10月18日(月) 19:00~20:30	オンライン (Zoom)	「育児×経営学 ~家庭の組織論~」前編	若林隆久 (高崎経済大学准教授)	延べ34人
後編 10月25日(月) 19:00~20:30		「育児×経営学 ~家庭の組織論~」後編		

## いたばしパパ月間

10月を「いたばしパパ月間」と位置づけ、男性の家庭生活のサポートに関連する様々な取組・啓発を行った。

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町会掲示板にポスター掲示</li> <li>・ インスタグラムの活用</li> <li>・ 男女平等参画セミナー講座(1回)、いたばしI(あい)カレッジ男性版講座(2回)</li> <li>・ イオン板橋ショッピングセンターでのパネル展示</li> <li>・ 育児カードゲーム『カジークジー』体験会</li> <li>・ 区内で活躍する団体等とのイベント</li> </ul>
------	--

## ダイバーシティフェア

多様性を活かし合う豊かな成長社会を目指し、ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)の推進のため、区役所のダイバーシティ(多様性)に関連する各課の取組や人権等に関するパネル、ユニバーサルデザインに関する展示、LGBTセミナーの開催、D&Iに関する情報誌の発行等を行った。

実施期間	場所	内容
2月7日(月)~ 2月17日(木)	本庁舎1階 イベントスクエア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パネルで知ろう!ダイバーシティ</li> <li>・ アウェアネスリボンの配布</li> <li>・ 多様性を身近に!LGBTセミナー(男女平等参画セミナーの一環として実施)</li> </ul>

## 令和3年度(2021年度)発行物

### 男女平等参画推進情報誌「スクエアー・I(あい)」

編集委員を区民から公募し、区と協働で企画・取材・編集を行う。令和3年度は第27号を発行。特集記事は「カミングアウトされたらどうする?～子どもたちにもわかる性の多様性について～」と題し、性の多様性に関する基礎知識や性的マイノリティ当事者のインタビューなどを掲載した。

令和3年度は区立施設や区立小学校4年生に配布し、広く男女平等参画の啓発・普及を図った。



発行月	発行部数	内容	編集会議
1月	5,000部	スクエアー・I(あい) 第27号 <b>特集</b> 「カミングアウトされたらどうする?～子どもたちにもわかる性の多様性について～」 <b>その他</b> ・男女平等推進センターからのお知らせ など	5月～1月(全8回) 編集委員 2人

### 男女平等推進センター通信「I City ～あいしてい～」

男女平等推進センターが、男女平等参画に関する話題について、データなどを使ってわかりやすく発信する情報紙。



発行月	発行部数	内容
11月	1,000部	I City～あいしてい～ No.22 <b>特集</b> 「男性の家事・育児の現在」 男性の家事・育児時間がいまだに女性より短い現状があることから、子育て中の男性を支援し、区民のワーク・ライフ・バランスの推進を目指す板橋区の実践を紹介した。

## 令和3年度(2021年度) その他啓発事業

### いたばしgood balance会社賞

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、仕事と生活の両立支援や、男女がともに働きやすい職場の環境づくりに取り組む板橋区内の中小企業等を、平成24年度から「いたばしgood balance 会社賞」として表彰している。

令和3年度(2021年度)5社が受賞し、区長室で表彰式を開催。これまでの10年間で28団体を表彰している。表彰式や、受賞企業の取組を紹介したリーフレットを配布することにより、区内事業者の意識啓発も図っている。



いたばしgood balance  
ロゴマーク

2つの色は、ワーク(仕事)とライフ(生活)を表している。また、このマークには角がなく左にも右にも自由に傾くため、「一人ひとりのライフステージに応じて、仕事と生活のバランス(それぞれの比率)は変化すること」を表している。中心の笑顔は、「社員が笑顔で明るく働ける会社」を表現している。

## 令和3年度(2021年度) 表彰企業紹介

受賞

### 諏訪建設株式会社

【代表者名】 代表取締役 諏訪 憲一  
【創業年月】 1930年10月  
【所在地】 小豆沢1-15-9  
【電話番号】 03-3966-2045  
【業種・事業】 建設業、住宅の新築・リフォーム  
【総従業員数】 7人(男性4人、女性3人)  
〈令和3年(2021年)11月現在〉



#### イチオシ!

- ◎お祭りやワークショップなどの開催による地域貢献活動
- ◎会社から半径500m以内を主要とした受注範囲の限定による勤務時間の短縮
- ◎ハラスメント相談窓口の設置や月1回の社長面談による相談体制の充実

受賞

### 司産業株式会社

【代表者名】 代表取締役 浅野 衣理奈  
【創業年月】 1971年2月  
【所在地】 前野町2-35-16  
【電話番号】 03-3968-7141  
【業種・事業】 印刷業、内装仕上工事及び屋外広告業  
【総従業員数】 38人(男性25人、女性13人)  
〈令和3年(2021年)11月現在〉



#### イチオシ!

- ◎子育て中の時短勤務の女性を管理職に登用
- ◎多能工化・システム化による業務の効率化・簡素化の実現
- ◎シニア世代の積極的な雇用・65歳以上の雇用継続制度の導入

受賞

### 社会福祉法人 ベテスダ奉仕女母の家 茂呂塾保育園

【代表者名】 園長 高梨 美紀  
【創業年月】 1935年11月  
【所在地】 小茂根4-4-7  
【電話番号】 03-3956-2525  
【業種・事業】 私立認可保育所  
【総従業員数】 32人(男性3人、女性29人)  
〈令和3年(2021年)11月現在〉



#### イチオシ!

- ◎一つの仕事にチームで責任を担う委員会制の導入
- ◎育児相談会・子育て後援会などの開催による地域貢献活動
- ◎保育の質を向上させるノンコンタクトタイムの実践



## 株式会社RINSEI

【代表者名】 代表取締役 阿部 佑有子  
 【創業年月】 2018年4月  
 【所在地】 赤塚3-35-9  
 【電話番号】 03-3939-0097  
 【業種・事業】 通所介護事業  
 【総従業員数】 6人（男性 1人、女性 5人）  
 <令和3年（2021年）11月現在>



### イチオシ！

- ◎生活に配慮した勤務形態の導入
- ◎システムの活用による年間残業0時間の実現
- ◎紙芝居を活用した介護・認知症に関する普及啓発



## 株式会社ルケオ

【代表者名】 代表取締役社長 吉村 健太郎  
 【創業年月】 1966年9月  
 【所在地】 大山金井町30-9  
 【電話番号】 03-3956-4111  
 【業種・事業】 光学機器製造販売  
 【総従業員数】 35人（男性 18人、女性 17人）  
 <令和3年（2021年）11月現在>



### イチオシ！

- ◎多能工化の推進や作業マニュアルツールの導入による長時間労働の抑制
- ◎雇用形態に関わらず意見を出し合える環境作り
- ◎変則勤務・時差出勤・積立年次有給休暇制度などの導入

## DV（デートDV）防止啓発事業



### 区内大学の大学祭への出展

若年層に対する「デートDV防止」の啓発を図るため、区内大学の大学祭へ出展し、パープルリボンの配布や展示を行っている。

出展は、区の男女社会参画課・健康推進課・予防対策課の3課で連携しており、デートDV防止・乳がん予防・HIV予防に関する啓発を、板橋区役所として一体的に行っている。



### 令和3年度（2021年度）出展大学

淑徳大学、淑徳短期大学合同の大学祭で出展（オンライン開催）、帝京大学

※大東文化大学、東京家政大学は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## 「成人の日のつどい」における啓発

例年、板橋区内で開催される「成人の日のつどい」（成人式）において、DV防止啓発に関する物品（相談室のお知らせ、あぶらとり紙、パープルリボン）を配布している。

## 女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日から11月25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、アウェアネスリボンキャンペーンを行い、本庁舎1階のプロモーションコーナーで展示を行った。

DV防止に関するパネルの展示や、パープルリボンの配布、相談室を周知するためのリーフレットやカードの配布を行い、区役所に来庁された方々に向けて啓発活動を実施した。

## デートDV防止啓発出前講座

異性に対して誤った認識を持ってしまいがちな中学生に対して、デートDVについての正しい知識の重要性について理解してもらうことを目的に、出前講座を行っている。

令和4年（2022年）3月11日（金）・3月14日（月）

実施場所：区立志村第五中学校・加賀中学校

実施対象：第9学年生徒

講師：東京弁護士会法教育総合センター所属弁護士

## その他普及啓発事業

### メディアリテラシー講座

メディアの情報を正しく理解して活用し、上手にコミュニケーションする力（メディアリテラシー）の向上のために、ネット上のさまざまなトラブルに巻き込まれることがなくなるよう注意喚起を目的に出前講座を行っている。

日時：令和4年（2022年）3月11日（金）・3月14日（月）

実施場所：区立志村第五中学校・加賀中学校

実施対象：第9学年生徒

講師：男女社会参画課職員

○東京都板橋区男女平等参画基本条例  
平成15年3月6日東京都板橋区条例第8号  
東京都板橋区男女平等参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第13条）

第3章 推進体制（第14条・第15条）

第4章 苦情処理（第16条—第21条）

第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会  
（第22条—第25条）

第6章 雑則（第26条）

付則

すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を發揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現は、私たちの願いです。

しかし、社会における制度や慣行の中には、性別による固定的な役割分担など、男女の個人としての能力の發揮や活動の選択を制限するものがあり、これらの解消には、なお一層の努力が必要です。

板橋区では、人間性を尊重し、区民一人ひとりが地域の問題解決に自ら主体的に参加し、連帯していくことの中から生まれた地域からの発想を重視し、すべての人が互いに理解し支えあい、ともに生きるまちづくりに取り組んでいます。

そのためにも、男女が、個人としての自己の意思と責任によって選択した多様な生き方が尊重され、子の養育、家族の介護などの家庭生活と、職場や地域などにおける社会活動との両立ができ、様々な分野での政策や方針の決定過程に参画できる板橋区をつくる必要があります。

ここに、男女があらゆる分野における活動とともに参画し、利益を享受し、責任を担う男女平等参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、板橋区（以下「区」という。）、区民及び事業者・民間団体の責務を明らかにするとともに、協調と連携を図りながら男女平等参画社会の形成に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、区民すべての人権が尊重され、性別による差別のない社会を築き、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画社会 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、一人ひとりにその個性と能力を發揮する機会が確保されることにより、対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、利益を享受し、責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、通勤し、通学し、又は区内で活動するすべての個人をいう。
- (4) 事業者・民間団体 営利、非営利等の別にかかわらず、区内において事業・社会活動を行うすべての個人、法人及び団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の心身に苦痛を与え、若しくは生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。  
（基本理念）

第3条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いを受けない社会を実現すること。
- (2) 男女平等参画社会の形成を阻害する社会制度や慣行が是正され、男女が性別にかかわらず、その個性や能力を發揮する機会が確保されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、様々な分野における活動の方針決定の過程に参画する機会が確保されるとともに責任を担うこと。
- (4) 男女一人ひとりが、自立した個人としてその能力を十分に發揮し、性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自己の意思と責任による多様な生き方の選択が尊重されること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活と、職場、地域等における社会活動を両立することができるように環境が整備されること。  
（性別による権利侵害の禁止）



- 第4条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者間等男女間のあらゆる暴力行為又は精神的に著しく苦痛を与える行為を行ってはならない。  
(区の責務)
- 第5条 区は、男女平等参画社会の形成を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 区は、男女平等参画社会の形成を推進するために、必要な体制を整備し、及び財政上の措置を講じるものとする。  
(区民の責務)
- 第6条 区民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他社会の様々な活動の場において、男女平等参画社会の形成に向けて取り組むよう努めるものとする。
- 2 区民は、区及び事業者・民間団体との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。  
(事業者・民間団体の責務)
- 第7条 事業者・民間団体は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会の形成についての理解と認識を深め、事業・社会活動を行うに当たり、男女平等参画を促進するものとする。
- 2 事業者・民間団体は、区及び区民との連携を図り、男女平等参画社会の形成を積極的に推進するものとする。
- 第2章 基本的施策  
(行動計画)
- 第8条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等参画社会実現のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定し、公表しなければならない。
- 2 区長は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ区民及び事業者・民間団体の意見、実態等を把握するために必要な措置を講じるとともに、第22条に規定する東京都板橋区男女平等参画審議会に諮問しなければならない。
- 3 区長は、行動計画の実施状況報告書を毎年1回作成し、公表しなければならない。  
(男女平等参画の促進)
- 第9条 区長は、男女平等参画を促進するため、区の附属機関等の委員の男女構成について行動計画に数値目標を定め、積極的改善措置を講じ、男女間の均衡を図るものとする。
- 2 区長は、男女平等参画の促進に必要と認め

る場合、事業者・民間団体に対し、雇用の分野における男女の参画状況等について助言を行うことができる。

(調査、研究等)

第10条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、必要な調査、研究並びに情報の収集及び分析を行うものとする。

(教育及び啓発の推進)

第11条 区は、男女平等参画社会の形成に関し、学校教育その他の教育及び啓発活動を通じて、区民及び事業者・民間団体の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(普及広報)

第12条 区は、男女平等参画社会について、区民及び事業者・民間団体の理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

(事業者・民間団体への支援)

第13条 区は、男女平等参画を推進する事業者・民間団体への支援に努めるものとする。

### 第3章 推進体制

(男女平等参画推進本部の設置)

第14条 区は、区長を本部長とする男女平等参画推進本部を設置する。

2 男女平等参画推進本部は、男女平等参画施策を総合的に企画し、進行を管理し、及び実施結果を評価し、並びに調整を行うものとする。

(男女平等推進センターの設置)

第15条 男女平等参画社会の形成に関し、区民活動の支援、相談、情報収集等の男女平等参画施策を推進する拠点施設として、東京都板橋区立男女平等推進センターを設置する。

### 第4章 苦情処理

(苦情の申立て)

第16条 区民又は事業者・民間団体は、次に掲げる事項について、次条に規定する東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会に苦情の申立てをすることができる。

(1) 区が実施する施策のうち、男女平等参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項

(2) 男女平等参画社会の形成を阻害すると認められる事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情の申立てをすることができない。

(1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項

(2) 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決若

しくは決定のあった事項

(3) 区議会で審議中又は審議が終了した事項

(4) この条例に基づく東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会の判断に関する事項  
(苦情処理委員会の設置)

第17条 前条第1項に規定する苦情の申立てを処理するために、東京都板橋区男女平等参画苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

(苦情処理委員会の組織等)

第18条 苦情処理委員会は、男女平等参画社会の形成に深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人により組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(苦情処理委員会の職務等)

第19条 苦情処理委員会は、次に掲げる職務を公正、迅速かつ適切に行う。

(1) 第16条第1項第1号の規定に基づく苦情の申立てに係る施策を実施する機関に対して、説明を求め、関係書類等の閲覧又は写しの提出を求め、必要があると認めるときは、区長に対して是正その他の措置を講じるよう勧告すること。

(2) 第16条第1項第2号の規定に基づく苦情の申立てに係る関係者に対して、必要に応じて当該関係者の同意を得た上で、資料の提出若しくは説明を求め、又は当該関係者に助言若しくは是正の要望をするよう区長に要請すること。

(3) 苦情の申立ての処理状況について、毎年度区長に報告すること。

2 区長は、前項第1号及び第2号の規定による苦情処理委員会からの勧告又は要請を受けたときは、その趣旨を尊重し、適切な措置を講じるものとする。

3 苦情処理委員会は、必要に応じ専門的な知識等を有する者から助言を受けることができる。

(委員の守秘義務)

第20条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員の解嘱)

第21条 区長は、委員が心身の故障で職務の遂行に耐え得ないと認めるとき又は職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

2 委員は、前項の規定による場合のほか、その意に反して解嘱されることはない。

## 第5章 東京都板橋区男女平等参画審議会

(設置)

第22条 男女平等参画社会の形成を推進するために、東京都板橋区男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第23条 審議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ審議し、答申する。

(1) 行動計画の策定に関する基本的な考え方

(2) 行動計画の実施結果に関する評価

(3) その他男女平等参画社会の形成に関する重要事項

(審議会の組織等)

第24条 審議会は、区長が委嘱する委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の6を超えないものとする。

(委員の任期)

第25条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第6章 雑則

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、板橋区規則で定める。

## 付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

刊行物番号

R04-90

板橋区立男女平等推進センター スクエアー・I（あい）  
**令和3年度（2021年）事業報告書**

発行  
編集

令和4年（2022年）10月  
板橋区総務部男女社会参画課  
〒173-8501  
東京都板橋区板橋2丁目66番1号  
TEL 03-3579-2486  
FAX 03-3579-2129

再生紙を使用しています。